

## 2 地方税制の動き(平成24年度)

## (1) 税制改正の方針

平成24年度においては、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の小さい自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととされた。

## (2) 地方税制改正のあらまし

平成24年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

## ア 個人住民税

(ア) 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について245万円の上限を設ける。

(イ) 特定支出に勤務必要経費(上限65万円)を加え、範囲を拡大するとともに、特定支出控除の適用判定基準額を給与所得控除の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)とする。

(ウ) 現行の退職所得の計算方法を見直し、勤続年数5年以下の役員等の退職手当について、2分の1課税を廃止する。

## イ 固定資産税・都市計画税

(ア) 住宅用地に係る課税標準額の据置特例について、経過措置を設けた上で平成26年度に廃止する。

(イ) 商業地等に係る負担水準60%~70%の範囲内で、条例で定める負担水準により算定される額まで一律に減額することを可能とする条例減額制度を平成26年度まで継続する。

(ウ) 住宅用地等に係る当該年度の税額が前年度の税額の1.1倍以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合に、当該超える額に相当する額を減額できる条例減額制度を平成26年度まで継続する。

(エ) 地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)を導入し、固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の特例割合を、法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。

## ウ 不動産取得税

(ア) 住宅及び土地の取得に係る税率(本則4%)を3%とする特例措置を平成27年3月31日まで3年延長する。

(イ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置を平成27年3月31日まで3年延長する。

## エ 自動車取得税

いわゆる「エコカー減税」について燃費基準の切替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化を図った上で、平成27年3月31日まで3年延長する。

## オ 自動車税

軽課・重課の組合せによる収支中立を図ることを前提に、燃費基準の切替え等を行った上で、いわゆる「グリーン化特例」を2年延長する。

## カ 軽油引取税

課税免除の特例措置のうち特例適用率が極めて低く、かつ、1件あたりの免税額が経営規模に比して僅少なものを廃止し、その他の課税免除措置については、平成27年3月31日まで3年延長する。

## (3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

## ア 固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成24年度においても継続する。

固定資産税額及び都市計画税額が前年度税額の1.1倍を超える住宅用地等について、当該超える額を減額する措置を平成26年度まで継続する。

#### (4) 平成24年度東京都税制調査会中間報告の概要

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

平成24年度の中間報告は、3年の委員任期の第一年度である同年度の検討状況を整理して取りまとめたものであり、「税制の抜本改革に関する当調査会の考え方」、「税制抜本改革のあり方」、「その他の検討事項」の各項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

##### ア 税制の抜本改革に関する当調査会の考え方

###### (ア) 地方分権の推進

- ・ 税制改革は、地方が自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実を図る観点から行われるべき
- ・ 国から地方への権限の移譲と合わせて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠

###### (イ) 財政の持続可能性の確保

- ・ 公共サービスに必要な財源を中長期的に確保するため、行政の無駄を見直すとともに、景気に配慮しつつ、国民の理解を求めることが必要
- ・ 負担の公平、課税の適正が確保されていることが重要

###### (ウ) 時代に対応した「公平」の実現

###### ○ 少子・高齢化、人口減少社会への対応

- ・ 景気への影響、低所得者層への配慮に留意しながら、働く現役世代に過度の負担を求めず、広く国民が負担を分かち合う制度の構築が必要

###### ○ 格差拡大、貧困問題への対応

- ・ 社会経済の活力を阻害しないよう配慮しつつ、歳出面の充実と併せ、所得再分配機能の見直しを進め、公平感を高めることが必要

###### ○ 活力ある経済社会を目指して

- ・ 企業活動を支える行政サービスのための財源を確保し、歳出面では財源を効果的・集中的に投入

###### (エ) 重要な政策課題への対応

- ・ 環境重視の考え方を税制に組み込むことが必要
- ・ 災害に強い都市づくりや時代に応じた新たな政策課題において、他の施策、手法と適切に役割分担を行いつつ、税制も求められる役割を果たす

##### イ 税制抜本改革のあり方

###### (ア) 社会保障・税一体改革と地方税制

- ・ 今回の消費税率の引上げは、財政健全化に向けた第一歩との位置づけ
- ・ 一体改革すべき社会保障改革や税制全体を通じた改革は、一部を除き先送り。今後の検討においては、地方の意見が十分に反映されるべき
- ・ 行政の無駄を見直すとともに、負担のあり方について国民的な議論を進めることが必要

###### ○ 地方消費税・消費税

- ・ 地方消費税は世代間の負担の公平を確保でき、偏在が小さく税収も安定的であり、その充実の評価
- ・ 地方消費税は、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う一般財源とすることが適当
- ・ 税率の引上げにあたっては、経済状況を勘案しつつ、行政の無駄を徹底的に見直し、行政に対する国民の信頼回復に向けた取組を進めることが必要
- ・ 低所得者層への配慮の方策として、軽減税率と給付付き税額控除それぞれの課題について引き続き検討が必要
- ・ 清算基準は、財政調整の基準ではなく、税収を最終消費地に帰属させるための指標
- ・ 徴収事務を国が行うことは、納税者の負担の軽減や効率性等から合理的

###### ○ 今後の主な課題

###### ① 地方法人課税

- ・ 法人は、事業活動を行うにあたり公共サービスを受けており、法人二税はそのために必要な財源を賄うもの。

グローバル化の進展をにらみつつ、地方の基幹税の一つとして維持することが適当

② 個人住民税

- ・ 地方自治体の裁量権を拡大し、独自の税率構造の適用も考えられる

③ 自動車取得税

- ・ 見直しにあたっては、地方の重要な財源であること等を考慮する必要がある

(イ) 地方財政調整制度

○ 地方財政調整の意義

- ・ 地方税の充実、地方消費税の充実などにより行い、税収が安定的で、偏在性の小さい地方税体系を目指すべき
- ・ 全ての国民に一定水準の公共サービスを提供するため、財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するもの。地域社会の安定を図る上で、必要不可欠

○ 税の偏在とは何か

- ・ 地方交付税等による財政調整後の一般財源ベースで見れば、税源の偏在は調整されている
- ・ 地方自治体が実施する行政サービスの大きさを考慮に入れる必要があり、ことさらに税収のみに着目することは妥当ではない

○ 地方交付税制度のあり方

- ・ 地方交付税制度が持つ財源保障及び財源調整機能を適切に発揮させていくことが重要

○ 地方税と地方財政調整制度を巡る論点

- ・ 税収格差の本質的な解決のためには、税収のパイを拡大し、必要な財源を確保することが必要

○ 地方法人特別税と地方法人特別譲与税

- ・ 地方自治体の自主財源である法人事業税を税の理論を超えて財政調整の手段として用いたもの。確実に撤廃し地方税として復元すべき

○ 地方譲与税の譲与制限等

- ・ 地方交付税の不交付を理由として、地方譲与税の譲与制限を行うことは、二重の財政調整であり、廃止すべき

ウ その他の検討事項

(ア) 公平な徴収を担保する仕組み

○ 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収

- ・ 税制及び税務行政が国民の理解を得るためには、負担の公平や課税の適正が確保されていることが重要
- ・ 税制に対する国民の公平感を高めるため、滞納整理の推進や所得捕捉の適正化など一層の取組が必要

○ 番号制度

- ・ 国民への十分な説明と、実効ある個人情報保護対策が不可欠
- ・ 実施にあたっては、国は、地方自治体と十分に協議し、その意見を反映させていくべき

○ 租税教育

- ・ 子どもから社会人に至るまで、段階に応じた継続的な租税教育が必要であり、租税に対する関心や理解を深め、納税者としての自覚を身につけることが重要
- ・ 租税教育に、課税側の論理だけでなく、納税者側の視点も取り入れるべき

(イ) これからの固定資産税制

○ 少子・高齢社会における固定資産税制

- ・ 持家世帯の高齢化が進む中、リバース・モーゲージを固定資産税納税の一形態として、自治体を中心となって充実させていくことも考えられる

○ まちづくり等への活用のあり方

- ・ 税制面から住宅の不燃化促進を図ることについて検討を行うべき
- ・ 特に危険な木密地域の老朽空家を除却し空地化した場合、各種施策に加え、税制上の支援策も今後検討の必要がある。一方、老朽空家解消のため、住宅用地に係る軽減措置を縮小すべきとの意見もあるが、慎重な検討が求められる

○ その他の課題

- ・ 固定資産税制度が、簡素で納税者にわかりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討を行うことが必要
- ・ 地価下落に伴い基準年度後に土地評価額を修正する特例制度を、恒久措置とすることも考えられる